

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：32605

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380011

研究課題名(和文) シャリーアと国家 イスラーム法学の近代

研究課題名(英文) The Sharia and the state: Islamic jurisprudence towards modernization

## 研究代表者

堀井 聡江 (HORII, SATOE)

桜美林大学・人文学系・准教授

研究者番号：20376833

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：中東における法の近代化を19世紀における「西洋化」を中心に理解するのではなく、前近代におけるイスラーム法学の変化に着目して再考することを目的とした。特に注目した変化は、10世紀におけるシャリーア(イスラーム法)の完成後に徐々に明確化する、学説を標準化ないし統一しようとするイスラーム法学理論上の傾向である。本研究では、その1つの要因と考えられる国家とその法によるシャリーア統一の試みと、スンナ派四法学派体制に根ざす問題点を考察した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of the present study is to offer new perspectives on the modernization of laws in Middle East, which has hitherto been considered in contexts of the Westernization of laws during the 19th century, by scrutinizing some changes in pre-modern Islamic jurisprudence. As the most notable change, an increasingly evident theoretical move since the establishment of the Sharia (Islamic law) toward a standardization or unification of legal doctrines was discussed. Among others, I focused on the impact of the state and its laws on the Sharia, which might be deemed as one of the elements promoting this move, on the one hand, and some problematic features of the Sunni four legal schools system.

研究分野：イスラーム法

キーワード：シャリーア イスラーム法学 法の近代化 スンナ派四法学派 カーヌーン

## 1. 研究開始当初の背景

従来の国内外の研究において、イスラーム世界における法の近代化は、中東を典型例とする法の西洋化とそれに伴うシャリーア（イスラーム法）の影響力低下のプロセスとして記述されてきた。シャリーアは啓示の解釈に基づく学説法であり、スンナ派では4つの法学派毎に体系化された不統一な法であり、中東のほぼ全域を支配したオスマン帝国（1299-1922）の19世紀における法改革により、家族法を除き、西洋モデルの制定法によって代わられた。ただし、オスマン帝国の後継アラブ諸国の独立後の諸法は、多かれ少なかれシャリーア回帰の傾向を示すとされる。以上のような説明をここでは仮に「中東モデル」と呼ぶ。

「中東モデル」がもたらした研究上の問題点のうち、本研究に係るものは、このモデルによれば中東の法制史が19世紀以前の「シャリーアの時代」と、それ以降の基本的には西洋化の時代とに分断されてしまうことである。からへのドラスティックな転換を強調するこの図式のなかでは、において中東に移植された大陸法系の制定法に対し、シャリーアを国家の関与なくして成立・発展した学説法として理念化しがちである。特に近年におけるシャリーアの研究動向は、同法がとりわけその初期において慣習法やローマ法等の外来の法および行政実務等の影響を受けたとするオリエンタリストの見解に対する反証を中心としていることもあり、同法の時代・地域に応じた変容を論じるにあたっては、制定法の影響や同法との関係はあまり考察されてこなかった。前近代における制定法（カーヌーン）とは行政権者がシャリーアにおいて認められる裁量的立法権に基づいて制定した法であり、理論上はシャリーアより下位の補足的法規とされるが、とりわけオスマン帝国においてはシャリーアと拮抗する法体系をなしていたことが知られる。しかし、「中東モデル」およびこれに基づく従来のシャリーア研究においては、制定法によるシャリーアの侵食や改変は専ら近代的な現象と見なされている。

## 2. 研究の目的

本研究の目的をまとめると、上述の「中東モデル」の問題点、すなわち中東イスラーム世界の法制史の前近代＝シャリーアの時代／近現代＝西洋モデルの制定法の時代という分断を超え、シャリーアの歴史の変容という観点から、法の近代化を前近代に遡るプロセスとして再考することであった。そのために具体的には以下の2つのテーマを設定した。（1）主としてオスマン帝国期における制定法のシャリーアに対する影響の具体例の考察：前述のように、従来の研究のなかでは前近代における制定法のシャリーアに対するその具体的な影響は指摘されていない。これに対し、本研究はオスマン帝国期の法学書によれば制定法に由来する可能性があるシャ

リーアの一部の規定（特に訴訟法・刑法関連規定）に着目し、イスラーム法学説および制定法の両面からこれを裏づけ、制定法がシャリーアの領域に浸透し、場合によってはシャリーアに編入されたことの論証を目指した。（2）シャリーアの標準化ないし統一化現象とこれに対する国家の影響の可能性の考察：前述のようにシャリーアは法学派毎に異なり、また各派の法も完全には統一されていなかった。前近代のシャリーアに関する従来の研究においてもシャリーアのこうした多様性が強調され、学説の解釈や適用に関するイスラーム法学の制約はあくまで理論上のものとしてあまり考察されてこなかった。この傾向は、10世紀以降の法学者に対してシャリーアの主体的な解釈・適用（イジュティハード）の資格を否定する理論（いわゆる「イジュティハードの門の閉鎖」）があくまで四法学派以外の新たな法学派を生み出すことの禁止であって、各学派の枠内ではイジュティハードは継続されていたことを立証したハッラーク（W.E.Hallaq, “Was the gate of *ijtihad* closed?,” *International Journal of Middle East Studies* 16, 1984）の研究により特に強まったが、彼もオスマン帝国期は例外的であるとする。本研究は、この理論とも関わるが、各法学派においてシャリーアを構成するどの学説であればどれも適用可能とする立場が否認され、通説のみを適用すべきであるとする法学上の理論的動向に着目した。すなわち10世紀以降のイスラーム法学では、特定の法学書群の権威が確立し、そこで言及される学説のみを適用すべきであるとする傾向が強まり、それらを精選した通説集やその注釈が再生産された。こうして各派のシャリーアが完全に統一まではされずとも、少なくとも標準化されるようになった原因の1つとして、本研究は国家の影響を推察した。その1つの根拠は、オスマン帝国がハナフィー派の法を国家公式のシャリーアに指定した16世紀以降の同派の法学書においては、裁判官の任命時に同派の通説の適用を義務づけるという司法行政上の慣行が容認されていることである。

以上2つのテーマに関する考察はハナフィー派を中心とし、他の法学派については努力目標とした。

## 3. 研究の方法

研究期間は平成25年度から3年間で、各年度は法学書の調査・分析、制定法集の調査・分析、成果の総合にあてた。

（1）平成25年度については、オスマン帝国期16世紀のハナフィー派を代表し、19世紀の近代法改革期以降も同派に基づくシャリーアの典拠として大きな影響を与えているイブン・ヌジャイム（1563年没）およびその学統に属する以降の同派法学書（写本を含む）を中心とする資料の収集・調査・分析を行った。その目的のため、ハナフィー派法学書写本の膨大なコレクションを有するイス

タンブールのスレイマニエ文書館で1回、ロンドンの大英図書館で1回の海外調査を行い、複数の貴重な写本を入手した。また、以上の資料に基づく後述の学会報告1回を行った。(2)平成26年度は、第1に、国内にほぼ所蔵されている主要なオスマン帝国の制定法集の調査・分析を行い、シャリーアへの影響例の確認を行った。第2に、前年度の調査の過程でシャリーアの標準化・統一化の観点から重要性が明らかになった、16世紀以前の資料(特に後世の資料に頻繁に引用されるファトワー(法学意見)集を中心とする)に関する補足的な調査を行った。その目的で再びスレイマニエ文書館への海外出張を行った。以上の成果の一部は後述の共著に反映させた。(3)平成27年度(最終年度)は、前近代におけるシャリーアの標準化・統合とも、近代における学派融合的なシャリーアの法典化と関わり得る問題として学説の折衷(タルフィーク、詳細は後述)を通じてそれまでの成果を試みた。これにより、ハナフィー派以外の法学派も多少考察の対象とすることができた。成果は後述の学会報告1回と論文1本を通じて発表した。

#### 4. 研究成果

##### (1) 制定法のシャリーアに対する影響

シャリーアにおける時効制度(厳密には出訴期間)が制定法によって導入されたものであることを明らかにした。

現代アラブ諸国の多くは債務の消滅時効を15年と定め、かつそれがシャリーアに由来するとしている(例えばエジプト民法典第388条)。しかし、シャリーアでは権利の時効消滅は否定されており、上記15年の本来の趣旨は権利行使のための出訴期間を指していた。例えば19世紀末にハナフィー派法に基づいて編纂されたオスマン帝国民法典(通称メジェツレ)は第1660条において、債権を含む一定の事項を列挙し、これらに関する訴えが可能でありながらこれを提起せず、15年が経過した後は、もはや出訴できないとする。

この規定はシャリーア固有のものではなく、恐らくはオスマン帝国期に制定法からハナフィー派法に取り込まれたものである。元来、同派の法学書において出訴期間に言及しているものはわずかであり、またその期間については2-3年、30年、33年、36年とする説が対立している。これによればハナフィー派は出訴期間を認めるとしても、30年以上の長期とする学説が優勢であった。

これに対し、上記イブン・ヌジャイムを筆頭とする16世紀以降の同派の法学者は、出訴期間を15年とし、かつそれがスルタン(オスマン帝国の首長の称号)の命令に基づくことを明示している。この点、イブン・ヌジャイムと同時代のシェイヒュルイスラム(オスマン帝国国家ムフティー(ファトワー発行者)の称号で「イスラームの長」を意味する。シャリーアの最高権威として様々な法的問題について公式のファトワーすなわち法学

意見を発し、スルタンの顧問も勤めた)、アブー・スウード(1574年没)はあるファトワーの中で不動産に関する訴えは10年、その他の訴えは15年の出訴期間に服するとし、かつその根拠はヒジュラ暦957年(西暦1550/1/19-1551/1/8)の勅令であると述べている。このことから、勅令の主は数々の制定法を定めたことから「立法者」の号をもつスルタン・スレイマン一世(在位1520-66年)であることがわかる。もっとも、この立法の趣旨および前例的な制定法の有無はまだ明らかでない。

この制定法によるシャリーアの改正は直ちに浸透せず、訴訟の現場では大きな混乱をもたらしたようである。例えば、19世紀末のエジプトの国家ムフティー、アッパースィー(1897没)のファトワー集の訴訟に関する章は、15年を超えて出訴を怠った者による訴えの提起の可否についての質問でほぼ占められている。だが重要なのは、制定法に由来するこの規定が学説と同様にシャリーアに取り込まれ、近現代に至るまでシャリーアとして認識されたことである。

以上については学会報告1回を行い、また英語論文を作成中である。

他の例としては、1つには同じくオスマン帝国期にやはりスレイマン一世と思われるスルタンによる、瀆聖罪の刑罰を原則としてハナフィー派ではなく他の学派に従って死刑とする旨の勅令があったとされる。ただし、これらの例については制定法上の裏付けが取れていない。

##### (2) シャリーアの標準化・統一

イスラーム法学におけるタルフィークの問題を考察した。タルフィーク(原義は「接合」とは、複数の学説の折衷による新たな学説の定立を指し、近現代のイスラーム立法における学派融合的な立法技術の1つとして広く知られているが、古典イスラーム法学における議論については殆ど研究されていない。本研究では以下のことを明らかにした。

タルフィークをめぐる議論は概ね4つの時期に分けることができる。法理論の確立期にあたる11-12世紀においては後世タルフィークと結びつく論点の萌芽的な議論がなされている。13-14世紀には関連論点がほぼ提起され、後世のタルフィーク論の基礎をなす議論のなかでタルフィークが定義される。

15-16世紀には、タルフィークがイスラーム法学上の用語として確立し、大きな争点の1つとなり、これを受けて17世紀には一連の専論が著される。以降におけるタルフィーク禁止論のなかでは、必ずしも本来の意味でのタルフィークだけでなく、学派の通説に反する法解釈を含めて、およそ四法学派体制から逸脱するような法解釈がタルフィークと呼ばれたことがわかる。これに対し、シャリーア統一を掲げた近現代のイスラーム改革運動のなかでのタルフィーク論の萌芽はすでに17世紀に遡ることができる。以上の

成果は学会報告1回，日本語論文1本で発表し，共著にも反映させた。

5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

堀井聡江，古典イスラーム法学におけるタルフイク(talfiq)序説，東洋文化研究所紀要，査読有，第169冊，2016，pp. 395-432.  
<http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/bulletin/#36>

〔学会発表〕(計2件)

堀井聡江，近代イスラーム立法の起源 タルフイクを中心に，日本中東学会第31回年次大会報告，2015年5月17日，於同志社大学。

堀井聡江，シャリーアの時効制度におけるカーヌーンの影響，日本オリエント学会第55回大会報告，2013年10月27日，於京都外国語大学。

〔図書〕(計1件)

大河原知樹，堀井聡江，山川出版社，イスラーム法の「変容」近代との邂逅，2014，113p。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6．研究組織

(1)研究代表者

堀井 聡江 (HORII, Satoe)

桜美林大学・人文学系・准教授

研究者番号：20376833

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：